

公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標(案)の概要について

中期目標(案)策定の背景

- 県では、平成28年度に開催した「沖縄県立看護大学あり方検討委員会」での検討結果を踏まえ、自主的・自律的な大学の運営体制と良好な教育体制の整備を目的として、沖縄県立看護大学を管理運営する公立大学法人沖縄県立看護大学を令和4年4月に設立することとしています。
- 現在、公立大学法人への移行を目指して、計画的に法人化の移行作業を行い、法人設立の認可申請に向けた準備を進めているところであり、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条及び第78条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立看護大学が6年間において達成すべき業務運営に関する目標である中期目標を定める必要があります。

中期目標(案)の概要

- 中期目標は、法人が一定期間(6年間)において達成すべき業務運営に関する目標であり、知事が、法人の意見に配慮の上、県の附属機関である「沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会」の意見を聴き、議会の議決を経て定めるものです。
また、中期目標を定めた後は、知事がこれを法人に指示するとともに公表することとなっています。
- 中期目標は地方独立行政法人法第25条及び第78条の規定に基づき、次に掲げる事項について定める必要があります。
 - 一 中期目標の期間(公立大学法人は6年間)
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
 - 六 その他業務運営に関する重要事項

中期目標(案)のイメージ

地方独立行政法人の目標による管理と評価の仕組み

